

第 3 章 本計画の基本方針

3-1.まちづくりの方針の基本的な考え方

(1)立地適正化計画で目指す将来都市

以下に、現行の都市計画マスタープランの目標を抜粋します。

第2次嵐山町都市計画マスタープランでは、〔ひと〕、〔くらし〕、〔かつよう〕の3つの視点で基本課題を定めました。これに基づき〔育つ〕〔集まる〕〔継ぐ〕の3つの基本目標を定め、持続可能なまちの実現を目指しています。

< 第2次嵐山町都市計画マスタープランの基本課題 >

【持続可能なまちづくりに向けた基本課題】

・社会情勢の変化 ・嵐山町の特色 ・嵐山町の社会的構造

基本課題1 〔ひと〕

まちの基礎である人口の減少

- ・年少人口及び生産年齢人口の減少
- ・Uターン世帯の減少
- ・地域の担い手やボランティアの減少
- ・高齢夫婦・高齢単身世帯の増加
- ・農業従事者の減少
- ・交流人口、関係人口の減少

基本課題2 〔くらし〕

まちの持つ魅力の低下

- ・武蔵嵐山駅周辺の魅力的な空間や生活サービス施設の減少
- ・空家、空き店舗、空き地の増加
- ・高齢者のみの買い物、通院等への移動サービスの低下
- ・ICT等の技術革新等に伴うライフスタイルの変化への対応
- ・道路、上下水道等のインフラ施設の維持管理
- ・自然災害への対応

基本課題3 〔かつよう〕

土地・建物や地域資源の未利用・未活用

- ・地域特性のある土地の未活用
- ・嵐山小川 IC 周辺、国県道沿道の土地の低利用
- ・恵まれた交通ネットワークを活かした新たな産業地の確保
- ・自然、歴史、文化等の観光資源の低活用
- ・山林、農地等の土地の維持管理不足
- ・公園等の公共施設の低活用

< 第2次嵐山町都市計画マスタープランのまちづくりの基本理念 >

【将来都市像】

自然と萌える路に 暮らしが交わるまち

基本目標1 【育つ】

人材を育むまちづくり

活力を取り戻すためには、「自らのまち」という自覚を持つ人材を育むとともに、個々の能力を最大限に発揮でき、人々の交流をもたらすまちづくりを目指します。

- ・学校教育の充実を進め、夢を実現する人材を育む環境づくり
- ・人口流出の対策を図るとともに、人材が移住し活躍できる環境づくり

基本目標2 【集まる】

ひとに選ばれ集まるまちづくり

緑豊かな自然環境や安全で安心して暮らせる町として移住の促進を図り、多くの人々が集まるまちづくりを目指します。

- ・子育て支援や教育と連携した子育て世代の定住を促進
- ・日常生活に必要な生活サービス施設の維持
- ・多様な働き方と暮らしのワークライフバランスを実現
- ・高齢者による持続的な移動サービス等の支援体制の強化
- ・防災力を高めた安全・安心なまちづくり

基本目標3 【継ぐ】

誘導し継承するまちづくり

良好な景観を踏まえた秩序ある土地利用の促進を図り、持続的で発展的なまちづくりを目指します。

- ・嵐山小川 IC の交通結節点や国道 254 号等の恵まれた交通ネットワークを活かした産業誘導
- ・武蔵嵐山駅周辺における、本町の玄関口にふさわしい歴史・文化や個性豊かな景観形成
- ・空家・空き店舗・空き地の増加に対し、官民連携による活用や流通を支援・促進するまちづくり

本計画は、第2次嵐山町都市計画マスタープランにおける将来都市像を実現するためのアクションプランでもあります。

第2次嵐山町都市計画マスタープランで掲げたまちづくりの将来都市像を踏まえて以下を将来都市像として設定します。

【立地適正化計画で目指す将来都市】

にぎわいと憩いがあり心地よく暮らせるまち

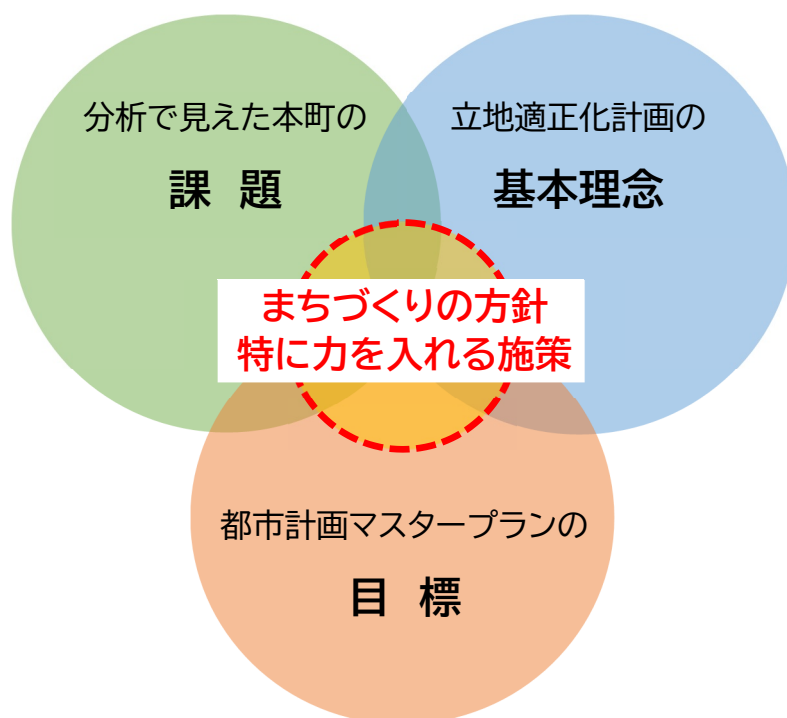
(2)まちづくりの方針の基本的な考え方

「立地適正化計画作成の手引き」では、効果的な施策を実施するため、まちづくりの方針は、「誰を」対象に「何を」実現するのかというレベルまで対象と目的を明確化することが重要であると示されています。

まちづくりの方針を定めるにあたり、第2章では様々な角度から本町の現状を分析し、「町が抱える課題」の抽出を行いました。

抽出された課題のうち、立地適正化計画の基本理念である、「コンパクト・プラス・ネットワークの実現」や、上位計画である第2次嵐山町都市計画マスタープランで定めた「都市計画の基本目標」を踏まえ、これら3つの要素が重なる部分こそが、立地適正化計画においてまちづくりの方針、特に力を入れる施策となるものと考えられます。

このように、本計画で定めるまちづくりの方針は、すべての課題を解決することを目指すものではなく、対象と目的を絞って特に力を入れる施策を設定するものです。



3-2.まちづくりの方針

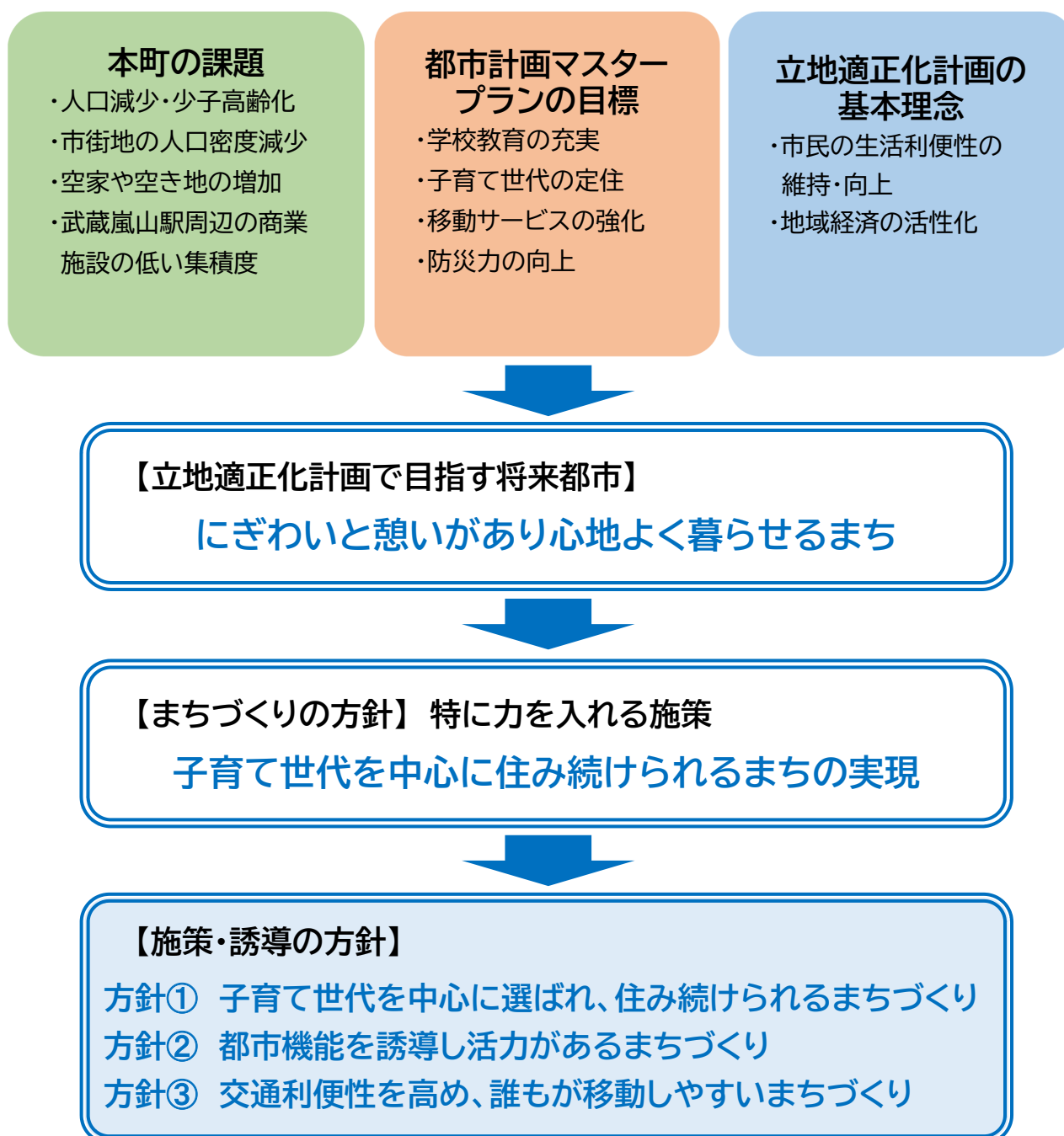
(1)まちづくりの方針

現状分析と課題抽出において、「人口減少」が様々な課題の原因になっていることが分かりました。

また、都市計画マスタープランの基本目標「ひとに選ばれ集まるまちづくり」においては、「子育て世代の定住促進」を目標として掲げています。

少子高齢化の進行を食い止め、持続可能な町とするため、人口における「子ども」の数を増やしていく必要があります。

これらを踏まえて次のように、立地適正化計画で目指すまちづくりの方針と施策・誘導の方針を定めます。

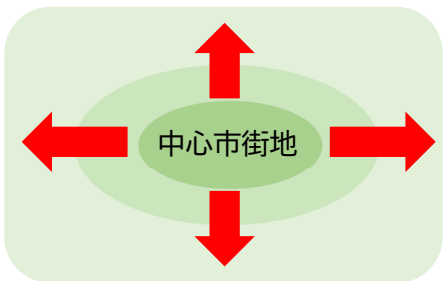


本町では、武蔵嵐山駅を中心に市街地が形成されており、本町の中心拠点となっています。現在も人口の66%近くが居住し、主要施設も集積しており、既にある程度コンパクトなまちといえます。

しかしながら、市街地においても人口減少、空家や空き地、空き店舗等の増加が大きな課題となっており、都市機能を維持するためにも、中心市街地における人口の維持・確保や特性に応じた魅力の再生が急務となっています。

長期的な人口の維持には「子育て世代」を中心に考える必要があります。そのためにも、子育て世代が魅力を感じ、多様な世代が交流し、家庭を築き、居住地として選ばれ、安心して住み続けられるまちづくりを目指すことが求められます。

これにより、都市機能が維持され、郊外に住む町民も引き続きそれを利用することで「町全体」の存続を図ることができます。

現状	本町の人口は市街地に66%居住し、コンパクトなまちと言えるが、その数は減少傾向にあります。 
今後の予想	人口の減少や拡散が進むと市街地の密度が低くなり都市機能の維持が困難となります。 
本計画の目標	- 居住誘導区域への移住が進むことにより、人口密度が確保され、都市機能が維持できます。 - 特に人口の維持に重要な、子育て世代を中心に移住を促進することで「町全体」の存続をめざすことができます。 

(2)施策・誘導の方針

①子育て世代を中心に選ばれ・住み続けられるまちづくり

ゆとりある生活に加えて利便性の高さを求める子育て世代を中心に魅力ある生活圏の形成を図ります。

子育て世代に選ばれ、全世代にやさしいまちづくりである必要があります。

本町の特徴である豊かな自然を継承することにより、良好な居住景観の形成に努めます。

②都市機能を誘導し活力があるまちづくり

土地区画整理事業などにより整備された地域については、適切な維持管理を行うことで魅力ある都市空間の維持・形成を図ります。

利便性を向上するため、多様な都市機能の集積による活力ある生活環境の形成を図ります。

③交通利便性を高め、誰もが移動しやすいまちづくり

子育て世代を中心に高齢者まで、移動手段が確保されるよう、持続的で効果的な交通ネットワークの構築に努めます。

生活圏を考慮した交通体系の確保を図り、移動サービスの充実を推進します。

(3)ネットワークの方針

①都市ネットワーク

本町の医療においては既に他市町村の医療施設と、生涯学習では図書館と連携を行っています。また、商業等においても他市町村の商業施設を利用していると考えられます。後述で設定する都市機能誘導施設においても広域的な観点で更なる関係を築く必要があります。

②広域交通ネットワーク

本町の広域の交通ネットワークについては、東武東上線、民間路線バス、関越自動車道が通っていて、比較的恵まれた状況にあります。しかし、町内には入院可能な病院がなく、近隣自治体に依存しており、主要な都市機能を利用する際の移動手段の確保が課題となっています。

広域交通ネットワークを活用しつつ新たな交通体系の構築を行うなど、中心市街地、町全体の町民の移動手段の確保を目指します。

③町内交通ネットワーク

本町は、中心市街地となる住居系の市街化区域が1箇所となっていて、住民の66%がコンパクトに居住しています。市街化調整区域には集落地が分散していて、交通ネットワークを形成する上で拠点となる区域はありません。

そのため、町内の複数の「拠点」と「拠点」を結ぶ多極ネットワークは本町には馴染まないと考えられます。また、本町の地形が南北に細長いという特徴も踏まえて循環バスのような形式は持続可能性や経済性から視点を変える必要があると考えられます。

現在町では満 69 歳以上の人や妊産婦を対象に高齢者外出支援タクシーと妊産婦外出支援タクシーとしてタクシー券の配布を行う外出支援を行っています。また、市街化調整区域の集落地について生活サービスを維持していく必要があります。

それらを踏まえ、今後も、デマンド交通に代表されるように「町民」と「目的(都市機能)」を直接繋ぐという、可変式のネットワークが必要と考えられます。

また、ICT の普及など時代の変化に合わせて「ヒト」が動くことを前提とした交通ネットワークだけでなく、「目的(モノ・サービス)」を動かすという形も考えられます。

今後、地域公共交通計画を策定し、交通体系の詳細を検討していきます。

令和 6 年度妊産婦外出支援タクシー助成券制度の内容

対象

・町内に住所を有する妊産婦で母子手帳の交付を受けている方。(重度心身障害者タクシーの助成を受けている方を除く。)

助成内容

・1枚につき500円のタクシー助成券を交付

交付枚数

・36 枚

有効期間

・母子手帳の交付を受けた日より 2 年

令和 6 年度高齢者外出支援タクシー助成券制度の内容

対象

・町内に居住する令和 7 年 3 月 31 日現在満69歳以上の方。
・運転免許証を持っていない方

助成内容

・1枚につき500円のタクシー助成券を交付

交付枚数

・75 歳以上の方は、最大 48 枚(4 枚/月)、年度末までの分を一括交付

・70 歳から 74 歳の方は、最大 36 枚(3 枚/月)、年度末までの分を一括交付

・69 歳の方は、最大 24 枚(2 枚/月)、年度末までの分を一括交付

コンパクト+ネットワークのイメージ図

【現状：地域の大切な公共交通の維持・確保が厳しい状況】

【これからの姿：利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまち】

